

貨物自動車運送事業法施行規則等の一部を改正する省令案について（概要）

1. 背景

第 217 回国会（通常国会）において衆議院議員提出の議員立法として成立した貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 60 号。以下「改正法」という。）の一部施行に伴い、貨物自動車運送事業法施行規則（平成 2 年運輸省令第 21 号。以下「施行規則」という。）及び関係法令について所要の改正を行う必要がある。

2. 改正の概要

（1）改正法の背景

- 改正法第 1 条関係（改正法の公布の日から 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行）において、
 - ① 委託次数の制限に係る努力義務
 - ② 許可や届出なく有償で貨物の運送を行う白ナンバートラックの利用に係る荷主等への規制
 - ③ 以下（ア）～（ウ）に係る規定の貨物利用運送事業者¹への準用
 - （ア）運送契約締結時の書面交付
 - （イ）健全化措置に関する努力義務
 - （ウ）実運送体制管理簿の作成が措置されたところ。

- 上記②については、許可や届出なく貨物自動車運送事業を經營する者に対して貨物の運送を委託した荷主等に罰則等を課すとともに、当分の間、貨物自動車運送事業者以外の者による貨物自動車運送事業の經營の原因となるおそれのある行為（以下「無許可經營等原因行為」という。）を荷主等がしている疑いがあると認めるときは、国土交通大臣から当該荷主等に対し、要請等を行うことができることとした。【改正後の法第 65 条の 2、第 75 条第 14 号及び附則第 1 条の 2 の 2 関係】

- また、上記③については、現行の一般貨物自動車運送事業者（貨物自動車運

¹ 法第 12 条第 2 項に規定する第一種貨物利用運送事業者及び改正法による改正後の法第 37 条の 2 第 2 項に規定する第二種貨物利用運送事業者をいう。以下同じ。

送事業法（平成元年法律第 83 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に規定する一般貨物自動車運送事業者をいう。以下同じ。）等に義務付けられている運送契約締結時の書面交付義務（法第 12 条及び第 24 条第 2 項）や健全化措置に関する努力義務（法第 24 条第 1 項）、実運送体制管理簿の作成義務（法第 24 条の 5 第 1 項）を、貨物利用運送事業者に対しても網羅的に課すこととした。【改正後の法第 12 条第 2 項、第 37 条及び第 37 条の 2 関係】

（２）改正案の概要

本改正案は、上記②及び③に係る改正事項の施行に伴い、国土交通省令に委任された内容等を踏まえ、施行規則等について所要の改正を行うものである。主な内容は以下のとおり。

I. 施行規則関係

① 貨物利用運送事業者に係る運送契約締結時の書面交付義務

- ・ 改正法により、貨物利用運送事業者に対しても運送契約締結時の書面交付義務に関する規定が課されることとなったため、施行規則第 13 条の 3 から第 13 条の 6 までの準用規定を新たに設けるとともに、第 13 条の 7 から第 13 条の 9 までの準用規定を改正する。【法第 12 条、第 24 条第 2 項、改正後の法第 37 条及び第 37 条の 2 関係】

② 一定規模以上の貨物利用運送事業者に係る運送利用管理規程の作成義務等

- ・ 改正法により、一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者（以下「一般貨物自動車運送事業者等」という。）の行う運送を利用してする貨物の運送が一定の規模以上となる貨物利用運送事業者についても、運送利用管理規程を定める等の規定が課されることとなったことに伴い、基準となる規模及び運送利用管理規程の届出等に係る準用規定を新たに設ける。【法第 24 条の 2 第 1 項、改正後の法第 37 条及び第 37 条の 2 関係】

③ 貨物利用運送事業者に係る実運送体制管理簿の作成義務等

- ・ 改正法により、貨物利用運送事業者が元請事業者²となる場合について、実運送体制管理簿の作成義務に係る規定が課されることとなったことに伴い、施行規則第 13 条の 13 から第 13 条の 15 までの準用規定を新たに設ける。【法第 24 条の 5 第 1 項関係】

² 現行では、真荷主（自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者以外の者をいう。）から引き受けた貨物の運送を他の貨物自動車運送事業者に再委託する一般貨物自動車運送事業者等をいう。

④ 無許可経営等原因行為への対処に係る国土交通大臣の権限委任

- ・ 改正法により、新たに追加された無許可経営等原因行為への対処に係る国土交通大臣の権限について、地方運輸局長（貨物軽自動車運送事業に関するものについては、運輸監理部長又は運輸支局長も含む。）に権限を委任することとするため、現行の施行規則附則第6条に改正法による改正後の法附則第1条の2の2を加える改正を行う。【法第67条及び改正後の法附則第1条の2の2関係】

⑤ その他所要の改正

- ・ 改正法第1条の施行に伴う貨物自動車運送事業法施行令（令和7年政令第22号。以下「令」という。）の一部改正において、貨物軽自動車運送事業者が行う書面の交付に係る電磁的方法の種類及び内容並びに書面の交付に係る情報通信の技術を利用した承諾の取得に係る規定（令第1条第3項）が削除されることとなったため、現行の施行規則第33条の4及び第33条の5の削除等その他の所要の改正を行う。【法第36条第2項及び令第1条第3項関係】

II. 貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）

改正法第1条の施行に伴い、貨物利用運送事業者について新たに準用することとなった条項を追加する。

III. 国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成17年国土交通省令第26号。以下「国交省e-文書規則」という。）

国交省e-文書規則第3条第1項の規定により書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる対象として、国交省e-文書規則に所要の規定を追加する。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和8年2月下旬

施行：令和8年4月1日